

# 機構集積協力金交付事業

人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力金を交付します。

## ア 地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

### ①集積タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

〈交付要件〉

- ・交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること  
ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で、申請時の当該割合を1/2に緩和（この場合、目標年度までに当該要件を達成する必要がある）

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

#### ■ 機構の活用率

当該年度の貸付面積÷地域の農地面積（前年度までの貸付面積除く）

#### ■ 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（機構の活用率の算定には加える）。

注2 東日本大震災の津波被災地域及び原発事故による避難区域等は、0.3万円/10a上乗せ。

注3 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする。

### ②集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

〈交付要件〉

次のいずれかを満たすこと。

- ・地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については50a以上）の団地面積の割合が20パーセントポイント以上増加することが確実と見込まれること
- ・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること。

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

### イ 経営転換協力金

農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者に対して協力金を交付します。

〈交付要件〉

- ・農地を10年以上機構に貸し付けること等

	交付単価	上限額
令和3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

注1：令和3年度は、3年12月末までに要件を満たし申請のあった場合に交付対象。

注2：令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。